

# 愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ国体伊予市広報記録実施要項

(平成28年2月1日 第5回総務企画専門委員会決定)

## 1 目的

この要項は、愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ国体伊予市広報基本計画に基づき、愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ国体・えひめ大会及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）を広く市民に周知し、理解と協力のもと、市民総参加の大会とするため、大会に関する情報を市民に提供するとともに、大会の様子等を広報・記録するために必要な事項を定める。

## 2 実施方法

愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ国体伊予市実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、広報・記録を実施する。

## 3 広報

各種媒体を利用した広報活動として、以下のとおり実施する。

### (1) 印刷物等による広報

#### ア 独自印刷物の作成・配布

県が作成する印刷物との調整を図りながら、ポスター、パンフレット等必要な印刷物を効率的に作成し、配布する。

#### イ 独自啓発用品の作成・配布

啓発用物品を作成し、各種イベント等において配布を行い、広報活動を展開する。

#### ウ 広報紙等の活用

市が発行する広報紙への国体関連記事掲載や、関係団体が発行する刊行物等への掲載協力依頼を積極的に行う。

### (2) マスコミ等による広報

新聞、テレビ、CATVなど、報道機関との緊密な連携を図り、積極的な情報提供を行う。

### (3) ニューメディアによる広報

ホームページ、ソーシャルネットワーク等を積極的に活用し、迅速かつ広域的な情報の提供を行う。

### (4) 工作物や各種イベント等による広報

#### ア 工作物の製作・設置

広告塔・懸垂幕・横断幕・マスコット等を製作し、効果的な場所に設置を行う。

イ 関係機関・団体等が行う各種イベント市内幼稚園、保育所、小中学校等に

において、えひめ国体マスコットみきゃん（着ぐるみ）を使用した啓発活動を行う。

ウ 主催または、関係機関・団体等が行う各種イベントにおいて、啓発グッズの配付等を行う。

#### 4 記録

大会及び大会関係諸行事の様子等を記録・保存する。

- (1) 写真・ビデオ等による記録撮影
- (2) 撮影済みデータの整理・保管

#### 5 報告書

大会の準備経過及び開催結果等を記録保存するため、報告書を作成する。

##### (1) 作成方法

大会及び大会関係諸行事の様子等を記録し、大会報告書を作成する。また、作成にあたっては、必要に応じCD・DVDを添付し、簡素なものとする。

競技別リハーサル大会における一般配布を目的とした大会報告書については、原則作成しない。

##### (2) 配布

配布先は、必要な範囲とする。

#### 6 その他

この要項に定めるもののほか、広報記録の実施に関して必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成28年2月1日から施行する。